



★各町内会活動等による情報及び住民相談の伝達をより迅速に行うため、町内会長と役場を結ぶファクシミリ（73-4811）を設置しております。

★情報の通報及び相談の窓口は…

●役場町民生活部 生活課交通町民相談係（相談110番）

TEL.(0153)73-3111(内線219番)

●中標津町教育相談センター

TEL.(0153)72-1717

●中標津警察署 生活安全課 生活安全係

TEL.(0153)72-0110



新年、明けましておめでとございます。

町民の皆様には、2年にわたる新型コロナウイルスによる日常生活が脅かされ続く中、さぞかし不安と苛立ちの明け暮れだったことと推察し心からお見舞い申し上げます。それでも念願だったワクチン接種が町民の約八割方実施された頃から、国でも道でも感染が急減し始め、あたかも収束の兆しではないかと思わせる状況になり、一抹の安堵を覚えているところです。

しかしながら、最近の報道で、今までになかったような事件や事故が目立ってきたような気がします。私の掛かり付けの某医師の話によると、ここ一年間の患者を診つけて感じることは、コロナ禍による不安と苛立ちが原因と思われる心理的な病いが現出しているそうです。今まで経験したことのない社会現象が現れているのではないかと危惧しています。とにかく、私たちの住む中標津町が、本年も安全で住みよく、平穩に推移しますように年頭に当たって祈念いたします。

安全で住みよい

まちづくり推進協議会

会長 栗崎 勝秀

交通死亡事故

本町では、「交通事故死ゼロ10000日達成」が令和2年9月22日に達成され伝達式が行われましたが、令和3年2月に1179日目で途切れてしまいました。また、10月にも交通死亡事故が発生し2人の方が犠牲となりました。

交通事故を起こさない

遭わないために！

【運転手の皆さんへ】

○交差点は確認することがたくさんあります。

一時停止場所では停止線の直前で停止し歩行者がいないか確認！

信号機のある交差点では、対向車以外にも、横断歩道を渡っている歩行者がいないか確認しましょう。

【歩行者の皆さんへ】

○自分の身を守る行動を。

「歩行者が優先だから車が止まってくれるだろう。」と期待せず信号機のある交差点や横断歩道を渡りましょう。

横断するときは、車が完全に止まるのを確認してから横断するようにご家庭でもお子さんや高齢者に定期的にお声掛けをお願いします。

安全で住みよいまちづくり

推進協議会より

令和3年度の推進協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、北海道でも8月27日から9月12日の間緊急事態宣言が発令されたことに伴い、開催を中止いたしました。

飲酒運転しなくても罰せられます！

同乗罪

酒類提供罪

車両提供罪

飲酒運転は、悲惨な交通事故を引き起こす悪質危険な運転行為です。

《各種取り組みの実施》



「バイクの日」
開陽台にて街頭啓発(8月19日)



「冬の交通安全出動式」
中標津警察署(11月11日)
中標津小学校児童会宣言



18歳から大人に!

~2022年4月から成年年齢が 引き下げられます~

市民生活にかかわる法律である民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わり、この時点で18歳、19歳の方は『新成人』となります。

この法律改正は、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的としています。では、成年に達すると何が変わるのでしょうか?

成年年齢の引き下げで変わるもの・変わらないもの	
18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
◆親の同意がなくても契約できる ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師などの国家資格を取る ◆結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 ◆性同一障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ※普通免許の取得は従来と同様、 「18歳以上」で取得可能	◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆競馬、競輪、オートレース、 競艇の投票券(馬券など)を買う ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得

(図版 政府広報オンラインより引用)

上の図のように未成年から成年になると様々なことが変わります。特に大きな変化があるのは契約をするときです。未成年の場合、契約をする際に親権者(法定代理人)の同意が必要であり、同意がなく結んだ契約は原則取り消すことができるという保護がありますが(未成年者取消権)、成年になると親権者の同意がなくても契約できる一方で、未成年者取消権は使えなくなります。自分で結んだ契約に対して自分自身が責任を負うことになるのです。

成年になったばかりの若者は、未成年の若者よりも、消費者トラブルや被害に遭いやすい傾向にあります。これは、契約に関する知識や経験が不足していることや、悪質な業者が保護のなくなった成年をターゲットにしていることが考えられます。

消費者トラブルに遭わないために、未成年のうちから契約に関することやルールを知ったうえで、その契約が本当に必要かよく検討する力を身につけることが重要です。

困ったときには消費生活センターへご相談ください。

商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル、
多重債務など消費生活に関して困ったときにはいつでも

消費生活センター

にご相談ください!

中標津町消費生活センター相談窓口(役場生活課内)

TEL.0153-73-3111(内線222)

●受付時間/10:00~16:00

●休 日/土曜・日曜・祝日(年末年始 12/31~1/5)は休み

シートベルト着用率調査結果

10月15日(金) (国道272号)	11月15日(月) (国道272号)	12月15日(水) (国道272号)
運転席着用率	運転席着用率	運転席着用率
100.0%	100.0%	100.0%
助手席着用率	助手席着用率	助手席着用率
100.0%	100.0%	100.0%